

令和元年度南相馬市地域包括ケアシステム推進に向けた取組状況について

1 生活支援体制整備関係

(1) 国が示す生活支援体制整備事業への取組

※生活支援体制整備事業：

専門的な事業者等のみでなく、地域住民、地縁団体等を含めた多様な主体が、高齢者の生活支援・介護予防の取組を推進するため、以下を配置、設置する事業

- (1) 地域支え合い推進員を！（市全域版・日常生活圏域版）
- (2) 協議する場（協議体）を！（市全域版・日常生活圏域版）

- 平成30年度の太田地区への取組を踏まえ、高平地区の地区福祉委員会への働きかけを行った。（現在、石神地区代表者と事前調整中）
 - ・団体の助け合い活動の継続のお願い、取組の充実化への支援
 - ・各地区での他団体とのネットワーク形成への協力依頼 等

(2) ごみ出し支援対策について

- ①（仮称）南相馬市要配慮者家庭ごみ戸別収集事業の創設（令和2年4月～）
 - ごみ出し支援については、既存の取組である近隣や親族による支援、ホームヘルプサービスによる対応を前提としながら、それでも対応できない方を対象としたセーフティネットとしての事業
 - 【対象者】

原則、次の(ア)、(イ)の条件をいずれも満たす者

(ア) 市内に居住し、ごみ集積所に家庭ごみを持ち出すことが困難であり、かつ、その世帯員、親族、近隣住民、ヘルパー等の協力が得られない者

(イ) ・介護保険認定が要介護1以上の者

 - ・身体障害者手帳1級または2級の者
 - ・療育手帳Aの者
 - ・精神障害者保健福祉手帳1級の者

※ 上記(イ)に準ずるものであって市長が必要と認めるもの
 - 【事業の流れ】

㊦申請受付 → ㊧現地調査 → ㊨利用の決定 → ㊩戸別収集

 - ・申請受付及び利用の決定：福祉部門
 - ・戸別収集：市民生活部門
 - ・現地調査：共同

○【収集するごみ、収集日】

- ・市が分別収集している家庭ごみとする。

収集するごみの種類	収集日
燃えるごみ	週1回
燃えないごみ	月1回
資源ごみ（紙類・缶類・びん類・ペットボトル・白色トレイ）	月1回

○ 生活環境課・各区市民総合サービス課所属職員の直営による戸別収集

② ホームヘルプサービス事業の充実化

ホームヘルプサービス事業所が、地域のごみ集積所のごみ出し時間の制約により、サービス対応ができないとの課題に対応するため、事業所がいつでも家庭ごみを出せるストックヤードについて、各区への設置を進めていく。（各区1か所）

(3) 高齢者の交通安全対策の充実

安全運転支援装置設置促進事業助成金の創設（生活環境課所管）

- ・高齢運転者のブレーキとアクセルの踏み間違い事故を抑止するために、自動車の安全運転支援装置の購入費及び取付費用の一部に対して助成（令和2年1月1日～（助成終了：令和5年3月31日））
- ・対象要件：本市に住民票を有し、装置の取付時に満75歳以上の方 他
- ・助成金の額：装置購入費・取付費の合計（税込）の9割（上限4万円）
- ・申請先：市役所生活環境課

(4) 障がいと介護の連携強化（多職種連携）

障害福祉サービス利用者が65歳に到達した際に、円滑な介護保険サービスへの移行に向けて、（障がい分野）相談支援事業所と地域包括支援センターによる意見交換会を実施し、取扱い等を協議。（検討会を5回開催）

○ 移行の留意点

- ・相談支援事業所は、対象者が65歳になる3か月前に、地域包括支援センターへ情報提供を行う
- ・障害福祉サービス及び介護保険サービス双方のサービスを利用する場合は、すべての計画を介護保険計画書に盛り込む 等
- ・原則、障害福祉サービスと介護保険サービスで同様のサービスを利用している場合は移行することとしているが、それにより対象者が必要な支援を受けることができない等の不利益があれば、移行は行わない
- ・移行しない場合は、相談支援事業所が継続して支援計画の策定等を行う

* 上記等の移行の取扱いについてフロー図を作成

2 医療と介護の連携関係

(1) 相双医療圏退院調整ルールの運用状況について

- ① 県で、病院、介護支援専門員等へ運用状況のアンケート調査を実施。
 - ・退院調整漏れ率：
(ルール策定前) H28年度 56.1% → R1年度 32.7%
20ポイント以上改善した。
 - ・入院時情報提供書の提出率 → 要介護・要支援ともに 90.0%
- ② 2月に相双管内の病院、介護支援専門員、市町村が参加する運用評価会議を開催予定
 - 内容 ・介護支援専門員が決まっていない場合の相談窓口について
 - ・ケースカンファレンスの開催状況について
 - ・病院内の退院調整ルールの浸透度について 等

(2) 自立支援型地域ケア会議の開催（多職種連携）

① 会議概要

◆ 概要

介護支援専門員のケアマネジメントについて、各専門職から助言を受けることで、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントとそれに基づく介護の提供、介護支援専門員の資質向上、参加者のネットワーク構築を図るもの。

◆ 主催

南相馬市（支援：地域包括支援センター、福島県相双保健福祉事務所）

◆ 対象とする事例（ケアプラン）

介護保険の要支援認定1～要介護2とし、今後、改善が見込まれるケースや、自立支援につながるが見込まれるケースとする

◆ 助言を行う専門職

薬剤師・歯科衛生士・栄養士・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

*会議の開催にあたり、県のマニュアルや他自治体の取扱を参考に、地域包括支援センターと協議し、南相馬市版自立支援型地域ケア会議の取扱を決定した。

② 開催会議

12月20日開催（令和2年度4回開催 1回あたり2ケース予定）

◆ 対象ケース

課題① 左上肢麻痺による起居動作及び嚥下困難

→ 助言：機能訓練の方法について

課題② 夜間の中途覚醒

→ 助言：服薬関係について

3 介護予防関係

(1) 令和元年度第1回介護予防部会の開催

- ・日 時 令和2年1月30日(木) 18:30~20:00
- ・出席者 委員9名 事務局3名
- ・内 容 ①令和元年度介護予防事業の進捗状況について【報告】
②令和2年度介護予防事業について【説明】
③今後の介護予防事業について【情報交換】

(2) 令和元年度介護予防事業の実績(R2年1月末現在)

- ① 高齢者の通いの場(週一サロン)に関すること
 - ・週一サロン体験会の実施 10か所
 - ・週一サロン新規登録 10か所(R元年度目標数:4か所)
 - ・週一サロンサポーター養成数 39名(R元年度目標数:20名)
 - ・「地域サロン等に関するアンケート」の実施
- ② 介護予防普及啓発に関すること
 - ・介護保険デビュー教室「いきいき80教室」の開催 2回
 - ・介護保険証送付時「フレイル予防」のチラシを送付

(3) 令和2年度以降の介護予防事業について

- ・従来の介護予防事業の継続実施
- ・「健康寿命の延伸に向けた予防・健康づくり」⇒介護予防・フレイル対策
- ・「保健事業と介護予防の一体的実施(介護予防・フレイル対策、認知症予防の切れ目のない支援)」に向けて庁内関係部署と内容、方法等を協議中

4 認知症支援関係

(1) 令和元年度第1回認知症支援部会の開催

- ・日 時 令和元年12月26日(木) 18:30~20:00
- ・出席者 委員10名 事務局3名
- ・内 容 ①認知症施策大綱について【説明】
②令和元年度認知症支援事業の進捗状況について【報告】
③令和2年度認知症支援事業について【説明】
④今後の認知症支援事業について【情報交換】

(2) 令和元年度認知症支援事業の実績（R2年1月末現在）

① 認知症の理解促進に関すること

- ・ 認知症サポーター養成講座の実施 9回 189名

* 南相馬市安心見守りネットワーク協定締結済事業所へ「認知症サポーター養成講座」受講勸奨。南相馬市役所職員への実施

- ・ 認知症サポーターステップアップ講座 2回 38名
- ・ ボランティア登録者数 15名
- ・ キャラバンメイト新規登録数 4名

② 認知症高齢者の在宅生活支援に関すること

- ・ 脳いきいき相談会：月1回、脳いきいきつどいの場：月3回の開催
- ・ 地域包括支援センターに認知症地域支援推進員の配置 4か所8人
- ・ 認知症初期集中支援事業の実施 支援ケース（新規）5件
- ・ 認知症ケアパスの配布：医療機関35か所、歯科医院25か所、薬局32か所

(3) 令和2年度以降の認知症支援事業について

- ・ 従来の認知症支援事業の継続実施
- ・ 認知症施策大綱に基づき、チームオレンジや認知症カフェの設置の推進
- ・ 「保健事業と介護予防の一体的実施（介護予防・フレイル対策、認知症予防の切れ目のない支援）」に向けて庁内関係部署と内容、方法等を協議中